

## 介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付手続きについて

介護支援専門員になるために次の手続きが必要です。

- ① 介護支援専門員の登録申請（全員必須）
- ② 介護支援専門員証の交付申請（希望者のみ）

「① 介護支援専門員の登録申請」については、原則として皆様に行っていただきます。登録申請は、研修修了後、3か月以内に行ってください必要があります。（※1）

「② 介護支援専門員証の交付申請」については、希望者のみとなりますが、「介護支援専門員」として業務に従事する場合は、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。（※2）

※介護支援専門員証の交付を受けずに、介護支援専門員としての業務を行った場合は登録の消除となりますので、ご注意ください。（介護保険法第69条の39）

### 【手続きについて】

研修修了後、修了証書等が京都府社会福祉協議会から送付されましたら、申請漏れを防ぐため、速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

#### ◆提出書類

- ① 「介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書」（様式1）

・裏面にも記載していただく必要がありますのでご注意願います。

- ② 本人確認をできるものの写し（1点）

・健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、年金手帳、在留カード等、国家資格等を有する者については免許証または登録証、マイナンバーカード(表面)等

※ マイナンバーカードの裏面及びマイナンバーの通知カードの写しは、個人情報保護の関係上、お受け取りできませんので、ご了承ください。

※ 登録のみを希望し、介護支援専門員証の交付を希望されない場合は以下の添付は不要です。

- ③ 納付済証（※3） 2,040円分

・上記①の申請書へ貼付してください。

- ④ 写真2枚

・大きさ縦3cm、横2.4cmで申請前6ヶ月以内に撮影したもの

・無帽、正面、上半身、無背景

・1枚は上記①の申請書へ貼付し、もう1枚は裏側に氏名及び撮影年月日を記入してください。

### 【注意事項】

（※1）登録申請の手続きの期限は、研修の修了日から3か月以内です。（介護保険法施行規則113条の7）

(※2) 登録申請のみを行い、介護支援専門員証の交付を受けない場合、登録を受けた日から5年を経過していない場合であれば、いつでも介護支援専門員証の交付申請を行うことができます（手続きについては高齢者支援課までお問い合わせください）。

ただし、5年を経過した後に、介護支援専門員証の交付を希望する場合は、あらかじめ再研修を修了する必要があります。

(※3) 登録等申請様式及び納付書について

- 登録等申請様式及び納付書は修了証書と同時に送付されます。
- 介護支援専門員証の交付を希望される場合、金融機関(郵便局を含む)やコンビニエンスストアなどで証交付手数料の支払いをお願いします。納付後、納付済証を提出書類①に貼付の上、ご提出ください(誤って領収書を添付されないようご注意ください)。
- 詳しい納付方法については、「納付書での納付方法」のご確認をお願いします。

登録手続きの詳細については、以下のURLより説明動画をご覧ください。

<https://youtu.be/3IOD1yFg4QO>

【申請書の提出先・お問い合わせ先】

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部 高齢者支援課 介護計画・企画係

TEL 075-414-4594 (直通)

## 【重要】

### 6 実務研修受講の方へ

#### 【介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付について】

##### (1) 介護支援専門員の登録制度の仕組み

###### 【試験、実務研修】

都道府県又はその指定する試験機関の実施する「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格。都道府県又はその指定する研修機関の実施する「介護支援専門員実務研修」を修了。(介護保険法第69条の2)



###### 【登録】

実務研修の修了者は、都道府県知事の登録を受けることができる。(法第69条の2)



###### 【証の交付】

都道府県の登録を受けている者は、申請し「介護支援専門員証」の交付を受けることができる。介護支援専門員証の有効期間は、5年とする。但し、登録した日から厚生労働省令で定める期間を超えている場合は、都道府県が指定する研修を修了しなければならない。(法第69条の7)

介護支援専門員証の交付を受けた者を「介護支援専門員」という。(法第7条第5項)



###### 【証の有効期間の更新】

介護支援専門員は、介護支援専門員証の更新を申請することができる。更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県又はその指定する研修機関が行う研修（更新研修）を修了しなければならない。(第69条の8)



###### 【証の返納、再交付】

有効期間の経過によって効力を失った時は、介護支援専門員証を返納しなければならない。

また、介護支援専門員の業務に従事することを禁止する命令を受けた場合には、介護支援専門員証を都道府県知事に提出しなければならない。

ただし、介護支援専門員証が有効期間の経過によって効力を失った場合でも、都道府県知事が指定する研修を修了した者は、介護支援専門員証の再交付を申請できる。(法第69条の7)

※ 欠格事項に該当したとき（届出が必要）、不正の手段により登録を受けたとき、不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けたとき、介護支援専門員証の交付を受けずに業務を行った場合等は、都道府県知事から登録を削除される。(法第69条の5・第69条の6・第69条の39)

この場合、介護支援専門員証を返納しなければならない。(法第69条の7)